

建築確認申請による調書の手引き

平成 28 年 4 月作成

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

宅地規制係 電話 052-972-2733 (直通)

建築確認申請の事前合議について

1. はじめに

名古屋市内の宅地造成工事規制区域内で建築確認申請をされる場合には、建築確認申請に先立って本市と事前合議をしていただいております。

2. 建築確認申請による調書による手続き

事前合議には「建築確認申請による調書」による手続きが必要です。事前合議の際には、「建築確認申請による調書」を正・副の計2部提出していただきます。内容確認後に確認印を押印した副本を返却いたしますので、その副本を建築確認申請書に添付して建築確認申請を行ってください。

<手数料>必要ありません

<調書の確認期間>5営業日以内に結果を連絡いたします。

(※図面等に不備がある場合には訂正していただきますので、合議にはこれ以上の日数を要します。)

<提出部数>正・副 各一部ずつの計2部

<受付窓口>住宅都市局建築指導部開発指導課宅地規制係（名古屋市役所西庁舎2F）

3. 建築確認申請の事前合議までの流れ

宅地造成に関する工事の許可（以下、「宅造許可」）を要する場合と不要な場合、また宅造許可を要する場合でも建築行為を含めた許可か否かで建築確認申請までの流れが異なります。（図1）

4. 事前合議の時期

合議の時期は宅造許可が不要の場合（図1の①）、建築行為は含めない一次造成のみの宅造許可申請をする場合（図1の②）、建築行為を含めた宅造許可申請をする場合（図1の③）で各々異なりますのでご注意ください。

- ① 宅造許可が不要の場合：建物配置と建築確認申請時での宅地内の計画高を設定した外構計画を含む造成計画の決定時点以降
- ② 建築行為は含めない一次造成のみの宅造許可申請をする場合：検査済証交付後、建物配置と建築確認申請時での宅地内の計画高を設定した外構計画を含む造成計画の決定時点以降
- ③ 建築行為を含めた宅造許可申請をする場合：宅造許可証交付後

宅地造成工事規制区域内で建築計画のある方は、過去の宅造許可の有無の確認も兼ねて一度窓口までお越しいただき、計画内容・合議の時期についてご相談ください。

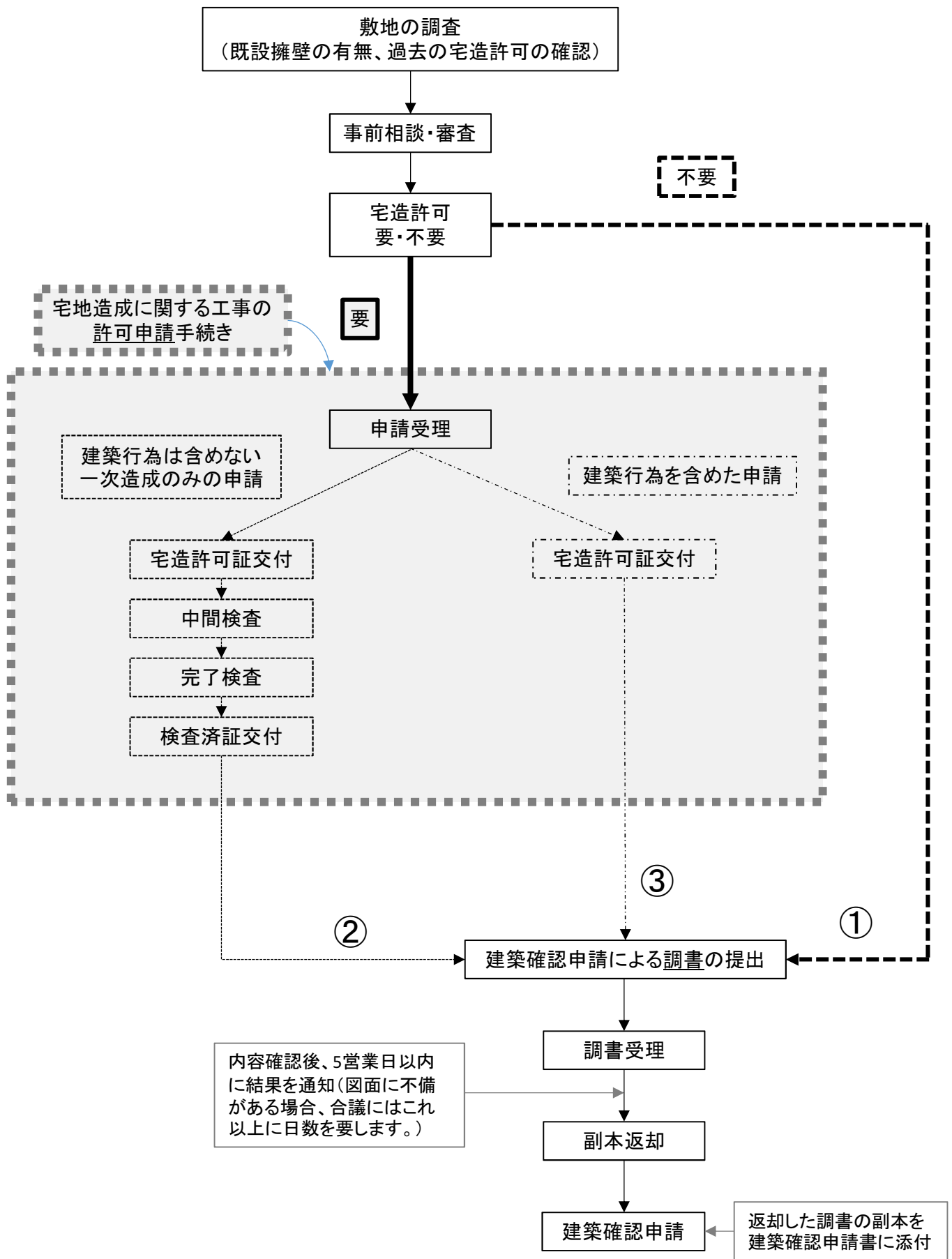


図1

5. 建築確認申請による調書に必要な添付図書

位置（案内）図、公図（写し）、現況図、造成計画平面図、造成計画縦横断面図、現況写真、その他市長が必要としたもの

（*建築行為を含めた許可申請をする場合は、位置（案内）図、公図（写し）、現況図、造成計画平面図、造成計画縦横断面図を宅造許可通知書に添付された図面（許可確認済印が押印されたもの）の写しを添付してください。）

6. 建築確認申請による調書の記入方法、添付図面の表示事項および添付する現況写真について

調書及び添付図面の表示事項に記載漏れがあると建築確認申請の調書の受付をできないことがあります。

(1)建築確認申請による調書の記入方法（建築確認申請による調書の記入例は P5 にあります。）

- ① 正本は「正」に、副本は「副」に○をつけてください。
- ② 連絡先は、図面の訂正等のやり取りをされる方の会社名・氏名・電話番号を記入してください。
- ③ 申請者住所氏名は、建築確認申請者と同じ方の住所・氏名を記入してください。
- ④ 設計者は、建築確認申請における設計者と同じ方の会社名・氏名を記入してください。
- ⑤ 該当地（地名地番）は、建築確認申請における地名地番と同じ地名地番を記入してください。
- ⑥ 敷地面積は、地積測量・CAD 求積・三斜法などに基づいて算出した面積を記入してください。

(2)添付図面の縮尺と表示事項

図面の名称	縮尺	表示事項
位置図	1/2500 以上	・方位
		・施行地区(該当地)を赤囲い
現況図	1/100 以上	・方位
		・該当地の境界線
		・施行地区内および周辺の道路、河川、水路その他公共の用に供する施設
		・施行地区内および境界附近隣地の建築物又は構造物、地形、地盤高(構造物とは擁壁、石積、塀、門、車庫、階段など)
		・標高差 1m の等高線または各地盤高の表示
造成計画平面図	1/100 以上	・方 位
		・施行地区の境界線
		・建物の位置、法または擁壁その他の構造物の位置・種類・天端高さ
		・宅地の計画地盤高 (施工地区の隅部、構造物の前面・背面、建物の隅部周辺、レベルが変化するところなど、細かく記入)
		・過去の宅造許可の義務擁壁がある場合は許可番号と完了番号
		・境界附近隣地の建築物又は構造物、地形、地盤高
		・断面図作成箇所を示す断面線

造成計画縦横断面図	1/100 以上	・現況地盤線(細く)と計画地盤線(太く)
		・現況地盤高と計画地盤高
		・施行地区の境界線
		・建物の位置、法または擁壁その他の構造物の位置、種類、天端高さ
		・境界附近隣地の建築物又は構造物、地形、地盤高

(3)添付する現況写真について

以下の写真を添付してください。

- ① 現時点での施工地区の全体像を把握できる写真
- ② 境界付近に構造物がある場合には施工地区・隣地に関わらず構造の種類が確認できる写真
- ③ 法面や既設の擁壁などにより、高低差が大きく変わる場所の写真
- ④ 図面での表現が難しい場所の写真

7. 机上分筆された土地での建築確認申請による調書について

建築確認申請とは異なり、調書の場合には原則として机上分筆された土地を含んだ一筆での確認となります。(例：名東区社台一丁目××番の一部 ⇒ 名東区社台一丁目××番)

図面作成の際には机上分筆された土地を含んだ筆全体を該当地として作成してください。

*受付年月日 記入しないでください。

*調査番号 記入しないでください。

建築確認申請による調書(正 ・ 副)

正本は正に、副本には副に○をつけてください。

申請者住所氏名	住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号																
	氏名 名古屋 太郎																
該当地 (地名地番)	名古屋市名東区社台一丁目××番 敷地面積(○○○ m ²) 建築確認申請書と同じ地名地番を記入してください。																
設計者	会社名 三の丸建設																
	氏名 丸八太郎																
連絡先 (調書作成者)	会社名 丸八設計事務所																
	氏名 丸八太郎																
	電話番号 052-972-2733																
* 調査結果	1 許可不要 2 許可不要 (1.0m以上の高低差あり) 3 宅造完了検査済み() 4 建築行為含む宅造許可済み() この欄には記入しないでください。																
* 添付図書・該当地確認																	
<table border="1"><thead><tr><th>添付図書</th><th>職員チェック欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>位置(案内)図</td><td></td></tr><tr><td>公図(写し)</td><td></td></tr><tr><td>現況図</td><td></td></tr><tr><td>造成計画平面図</td><td></td></tr><tr><td>造成計画縦横断面図</td><td></td></tr><tr><td>その他必要な図書</td><td></td></tr><tr><td>現況写真</td><td></td></tr></tbody></table>		添付図書	職員チェック欄	位置(案内)図		公図(写し)		現況図		造成計画平面図		造成計画縦横断面図		その他必要な図書		現況写真	
添付図書	職員チェック欄																
位置(案内)図																	
公図(写し)																	
現況図																	
造成計画平面図																	
造成計画縦横断面図																	
その他必要な図書																	
現況写真																	
<table border="1"><tr><td>地図での位置確認</td><td></td></tr></table>		地図での位置確認															
地図での位置確認																	

受付者	
担当者	

この欄には記入しないでください。

注 *欄は記入せず、太枠欄のみ記入してください。

*受付年月日()

*調書番号()

建築確認申請による調書(正 ・ 副)

申請者住所氏名	住所	
	氏名	
該当地 (地名地番)	敷地面積(m ²)	
設計者	会社名	
	氏名	
連絡先 (調書作成者)	会社名	
	氏名	
	電話番号	
* 調査結果	1 許可不要 2 許可不要 (1.0m以上の高低差あり) 3 宅造完了検査済み() 4 建築行為含む宅造許可済み()	

* 添付図書・該当地確認

添付図書	職員チェック欄
位置(案内)図	
公図(写し)	
現況図	
造成計画平面図	
造成計画縦横断面図	
その他必要な図書	
現況写真	
地図での位置確認	

受付者	
担当者	

注 * 欄は記入せず、太枠欄のみ記入してください。